

○藤崎町「広報ふじさき」有料広告募集要領

(平成20年4月1日告示第58号)

改正 平成20年6月1日告示第59号

第1 趣旨

この要領は、藤崎町有料広告の取扱いに関する要綱に基づき、藤崎町が作成する「広報ふじさき」に掲載する有料広告の募集に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 掲載規格等

発行部数	5,500部
掲載場所	毎月1日号の「お知らせ」ページ ※掲載位置は町が決定します。
募集枠数	募集枠は設定しませんが、1事業所1枠までとします。
規格及び掲載料	1号広告 縦 45mm×横 83mm 1回5,000円
	2号広告 縦 45mm×横 170mm 1回10,000円
	3号広告 縦 100mm×横 170mm 1回20,000円
色数	町が指定する単色刷
募集期間	随時募集 ※掲載希望月を指定する場合は、初回の掲載月の前々月の末日までに申し込みが必要です。(月の末日が閉庁日の場合はその前日まで)
掲載の回数	1度の申込みでの掲載希望回数は12回までとします。
申込み方法	藤崎町有料広告の取扱いに関する要綱の様式第1号に、下記の書類等を添付のうえ企画課へ申し込んでください。 1)事業所等の内容が分かる書類 2)原稿等 3)その他必要と思われる書類等
掲載料の納付	町の発行する納付書により、一括前納してください。 ただし、申込みの掲載回数が3回を超える場合は、3回分ごとの分割納付も可能です。 (例) 5回申込みの場合 1回目:3回分を前納 2回目:2回分を前納
その他	広告の作成は、別添「藤崎町有料広告掲載基準」を参照してください。

第3 提出先(問い合わせ先)

藤崎町企画課 企画係

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月1日告示第59号)

この要領は、告示の日から施行する。ただし、平成20年9月1日発行分から適用する。